

明治二十三年九月二十日に、上川郡に初めて神居村・旭川村・永山村の三村が設置され、その村界を示す

アイヌ語の河川名は、美瑛川の「ピ

イエイ」を除いて、①ナイタユベ川

(内大部川)、②ウブン川(雨紛川)、

③チユプペツ川(忠別川)、④ウシ

シユペツ川(牛朱別川)は、明治二

十四年刊行の永田方正著『北海道蝦

夷語地名解』で、初めて表記される

永田方正独自のアイヌ語表記であ

り、永田方正が、「旭川」の命名に

深く関わっていたことを指摘した。

同じ年の一月十五日には、「滝川

村」が、新十津川村とともに設置さ

れた。その十五日後に発行された、

『北海道第九号』(北海道学友会刊

行)に、岡部方幾は、「北海道地名考」

―再び「旭川」の地名起源(下)―

として、札幌・忠別・空知太の地名解

(紙幅の関係で割愛)を書き、空知太

の項で、「永田方正先生は空知太

(註・実際はソラフチペツ)を意識して

滝川村となせり」と明記した。

岡部方幾は、屯田兵司令部付曹長

で、この時の北海道庁長官は、永山武

四郎であり、永山は屯田兵司令官も

兼務して、岡部方幾はその側近

であった。永田方正が「滝川村」を命

名したという確固たる情報を持って

いたのであろう。なお、永田方正は、

「岡部方幾君は、印度語、蝦夷語に練

達なる先生」と評している。また、岡

部は永山屯田にも度々往来し、「上川

離宮の御名称」として、「旭川」「東川」

を提唱したこともあった。

札幌学院大学図書館に、『北海道地

誌材料第二十巻』という和綴りの四十

第五項 将来新ニ町村名ヲ付スルキハ其地ノ字

「アイヌ語ナルキハ其原義ヲ意譯シタル漢字ヲ

付シ(龍川村ノ類)或ハ第一項ニ依リ「アイヌ語ヲ

以テ名クベシ(奈江「谷ノ義」ノ類)其日本語ト「アイ

ヌ」語トヲ區別スル能ハサルモノ亦同シ

六丁の貴重書がある。永田方正のノ

ートであったが、他の巻は散逸した

らしい。この永田方正のノートの最

後に綴られていたのが、「地名記載ニ

付キ内訓、明治二十三年七月三十一

日、北海道庁長官・永山武四郎」と

いう内訓の文書である。

北海道庁長官の永山武四郎が、地

名記載につき、旭川誕生の二カ月前

に、各部長、郡区長等へ内訓したもの

で、道庁が地名表記法の基準を示し

たものとして重要なものである。

六項からなり、第一項は、「凡地

名ニ充ツベキ漢字ハ成ルベク難字ヲ

避クベシ」とあり、紙幅の関係で二

項と四項は省略して、ここでは、写

真の第五項と、第八項を掲載する。

第五項―将来新ニ町村名ヲ付スル

トキハ其地ノ字「アイヌ語ナルトキ

ハ其原義ヲ意識シタル漢字ヲ付シ

(龍川村ノ類)或ハ第一項ニ依リ「アイヌ語ヲ

以テ名クベシ(奈江「谷ノ義」ノ類)其日本語ト「アイ

ヌ」語トヲ區別スル能ハサルモノ亦同シ

ハ其原義ヲ意識シタル漢字ヲ付シ

(滝川村ノ類)或ハ第一項ニ依リ「ア

イヌ語ヲ以テ名クベシ(奈江「谷ノ

義」ノ類)其日本語ト「アイヌ語ト

ヲ區別スル能ハサルモノ亦同シ

ハ其原義ヲ意識シタル漢字ヲ付シ

(滝川村ノ類)或ハ第一項ニ依リ「ア

イヌ語ヲ以テ名クベシ(奈江「谷ノ

義」ノ類)其日本語ト「アイヌ語ト

ヲ區別スル能ハサルモノ亦同シ

第六項―新開町村ニシテ其開拓ニ

縁故アル名称(前田村、新十津川村

若クハ月形村ノ類)ヲ用フルハ第五

項ニ拠ラス別段ノ論議ニ拠ル

この内訓は永山武四郎名である

が、文中にもある「滝川村」を命名

した永田方正が、担当主導したもの

であろう。第五項で、アイヌ語地名

を重視していることが分かる。

この内訓によって、「旭川村」は、

これまで見てきたように、忠別川の

チユプ・ペツ (cup-pet 太陽川)、

「神居村」は、カムイ・コタン (ka

my-kotan 神・村)の意識。「永山

村」は、第六項の「開拓ニ縁故アル名

称」すなわち、上川開発の尖兵とし

て、千二百戸の上川屯田の最初の村

で、永山武四郎は北海道庁長官兼屯

田兵司令官であったところから、そ

の姓「永山」をとって命名されたの

である。

(アイヌ語地名研究会幹事)

※毎月第一週号に掲載します

断章 旭川のアイヌ語 地名研究

34

高橋 基

アイヌ語トヲ區別スル能ハサルモノ亦同シ

地名記載ニ付キ内訓